

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、経営の透明性を高め、持続的に成長できる体制を構築するため、情報開示や組織体制の充実を図ることが重要な課題のひとつと位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                         | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|------------------------------------------------|-----------|-------|
| 株式会社神明ホールディング                                  | 2,900,000 | 32.64 |
| MSIP CLIENT SECURITIES                         | 403,600   | 4.54  |
| 株式会社足利銀行                                       | 402,000   | 4.52  |
| 元気寿司取引先持株会                                     | 312,084   | 3.51  |
| 株式会社グルメ杵屋                                      | 100,000   | 1.12  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                      | 95,800    | 1.07  |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                 | 88,339    | 0.99  |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENT ACCOUNT ESCROW | 73,911    | 0.83  |
| 遠藤食品株式会社                                       | 69,420    | 0.78  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)                     | 64,700    | 0.72  |

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無更新 株式会社神明ホールディング (非上場)

補足説明更新

平成27年6月17日付で当社に対する議決権の割合が40%以上となったことから、実質支配力基準により、株式会社神明ホールディングが当社の親会社に該当することとなりました。詳細につきましては、平成27年6月11日付「株式会社神明ホールディングによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご覧ください。  
なお、議決権所有割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

現在は出向者の受入のみ行っていますが、取引を行う際、一般の取引と同様に公正かつ適正な条件および手続きにて行います。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—————

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 5 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 寺崎 悦男 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 竹原 相光 | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                   | 選任の理由                                                                                                        |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺崎 悦男 | ○    | 株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。<br>なお、寺崎悦男氏の兼務先である、株式会社コジマと当社は、電化製品購入等の取引がありますが、その額は、販売費及び一般管理費の0.1%未満であります。 | 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断します。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。                       |
| 竹原 相光 | ○    | 株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。                                                                              | 公認会計士としての企業経営への専門的見地や、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断します。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは密接な連携をとり、監査方針及び方法、結果の妥当性を確認し、必要に応じて情報交換、意見交換を行い、監査の実効性と効率

性の向上に努めております。  
また内部監査室は、監査役に対し、監査結果を定期的に報告し、監査役監査との連携を図っております。

|                                           |        |
|-------------------------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況                                | 選任している |
| 社外監査役の人数 <a href="#">更新</a>               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a> | 2 名    |

|                              |
|------------------------------|
| 会社との関係(1) <a href="#">更新</a> |
|------------------------------|

| 氏名    | 属性    | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |       | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 佐久間裕幸 | 公認会計士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 山宮慎一郎 | 弁護士   |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
d 上場会社の親会社の監査役  
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
m その他

|                              |
|------------------------------|
| 会社との関係(2) <a href="#">更新</a> |
|------------------------------|

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                      | 選任の理由                                                                                  |
|--------|------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐久間裕幸  | ○    | 株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。 | 公認会計士税理士としての専門的見地や経験より、取締役会での討議に広い見識をもたらしていただけることが期待できます。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。 |
| 山宮 慎一郎 | ○    | 株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。 | 弁護士としての専門的見地や経験より、取締役会での討議に広い見識をもたらしていただけることが期待できます。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。      |

【独立役員関係】

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 独立役員の人数 <a href="#">更新</a> | 4 名 |
| その他独立役員に関する事項              |     |

【インセンティブ関係】

|                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況       | ストックオプション制度の導入 |
| 該当項目に関する補足説明                    |                |
| 業績向上に対する意欲や士気を高めるため制度を導入しております。 |                |
| ストックオプションの付与対象者                 | 社内取締役、従業員      |
| 該当項目に関する補足説明                    |                |
| 現在付与しているものはありません。               |                |

【取締役報酬関係】

|                                    |               |
|------------------------------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況                    | 個別報酬の開示はしていない |
| 該当項目に関する補足説明                       |               |
| 有価証券報告書を当社ホームページに掲載し、公衆縦覧に供しております。 |               |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の  
有無あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第15回定時株主総会において、各々年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、年額3千万円以内と決議しております。また、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が社外取締役の、内部監査室が社外監査役の職務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社外取締役2名を含む5名で構成されており、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、重要事項はすべて審議し、決議するとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。  
監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されており、毎月1回開催されております。また、監査役は毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。  
経営会議は取締役、監査役、執行役員及び各部署長により構成されており、的確な経営判断と業務執行の意思統一のため毎月1回以上開催し、取締役会の決議事項、その他の重要事項について実務的な観点から十分な議論と事前審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役5名のうち2名は独立役員の社外取締役、また監査役4名のうち2名は独立役員の社外監査役であり、毎回取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。  
これにより、経営の監視、監査体制が十分に機能しているため、現状の体制を採用しております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

補足説明

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 2015/06/01 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 2015/6/19  |

2. IRに関する活動状況

更新

補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

|                         |                                                            |    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|----|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期及び期末決算発表後、決算説明会を開催予定。                                 | あり |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信等を当社ホームページに掲載しております。 |    |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 総務部長 篠原一博                                                  |    |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## **Ⅳ**内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス体制を適切に運営していく。  
(2) 取締役社長が委員長のリスク・コンプライアンス委員会は、各部署に関わるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役への周知徹底、使用人への教育等を行う。  
(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報規程により、適切な運用を行う。  
(4) 内部監査室が、当社及び子会社のコンプライアンス体制及び内部統制システムの業務の適正性が確保されているかを監査し、その結果を取締役社長へその旨報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会、経営会議などの重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規程により作成及び保存・廃棄を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(1) リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント基本規程に基づきリスク管理の運用を行う。  
(2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理基本規程に基づき取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会は重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。  
(2) 常勤の取締役、執行役員及び部署長が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。  
(3) 業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(1) 関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。  
(2) 取締役は、当社及び子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は取締役会で協議し、適切な措置を講じた上で監査役に報告する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
(1) 監査役のために応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。  
(2) 監査役スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には監査役会の同意を得るものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。  
(2) 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
8. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制  
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は償還を処理する。
10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。  
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し、対応する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、上記1. 記載のとおりであります。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。  
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し、対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

|             |    |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

|              |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

